

## 『電気事業再編成史』

電気事業再編成史刊行会 [編]

1952 年／B5 判／1068 頁／図書番号 OC-284

---

明治を黎明期とする日本の電気事業は、数百に及ぶ民間会社や自治体による時代を経て、戦時期には日本発送電株式会社（以下、日発）と地域独占の 9 配電会社による電力の国家統制がなされた。戦後、日発と 9 配電会社は再編される。その再編過程を記録するため、再編にあたった公益事業委員会委員と新電力会社社長が刊行委員となり編まれたのが本書である。

第 1 編「序説」は、1883 年の東京電燈株式会社に始まる電気事業発展史を 4 時代に分けて解説する。①電気需要が高まり、火力から水力発電へとシフトし、数百の電気事業者がシェアを競うようになった自由企業時代(1926 年頃まで)、②過剰競争に対処するための合併で、5 大電力による電力連盟が結成された独占企業時代、③戦争遂行に向けて日発・9 配電会社が設立され、事業者が統合された管理企業時代、そして、④戦後再編後の公益企業時代である。

第 2 編「企業形態決定に至るまで」は、戦後の電気事業社会化案・公共営案の紹介に始まり、日発と 9 配電会社が GHQ の占領重要施策として過度経済力集中排除法の指定を受けて、再編の形が決まるまでの経緯を記述する。

日本政府は 1948 年 4 月、電気事業民主化委員会を設置するが、日発から北海道と四国のみを切離すとした答申に GHQ は納得しなかった。

1949 年 11 月、吉田茂首相は電気事業再編成審議会(会長＝松永安左エ門)を設置する。再編成審議会は、9 ブロック会社と電力融通会社に再編する答申に加えて、「松永案」(日発の発電施設を電力需要に応じて分割し 9 つの発送配電一貫会社に再編する案)を参考として提出した。GHQ が再考を求めたため、池田勇人通産相らは松永案を軸とし、電気事業を監督する公益事業委員会を総理府の外局として設ける政府案(電気事業再編成法案・公益事業法案)を作成する。1950 年 4 月、第 7 国会に上程するが、電力融通や電力料金格差などの議論が紛糾し、審議未了となる。

通産省は修正案作成をめざすが、GHQ は電源開発用見返資金の提供を停止する。与党内もまとまらず法案上程が危ぶまれる中、マッカーサー元帥が、吉田首相宛書簡で、第 7 国会上程案を基本とした早期再編成を要請する。同案を踏襲した案をポツダム政令とすることが閣議決定され、1950 年 11 月 24 日公布される。

第 3 編は「新電力会社設立準備」である。1950 年 12 月に公益事業委員会が設置され、日発と 9 配電会社から再編成計画を提出させた上で、株式引受比率や清算費用、発電所の帰属や新会社の役員などが検討された。

9 分割される日発と 9 配電会社とは、役員人事などについて意見が折り合わなかったが、1951 年 3 月 1 日に委員会裁定による電力再編指令案、同 31 日に決定指令が公告され、同年 5 月 1 日、発送配電一貫の 9 電力会社(北海道、東北、東京、北陸、中部、関西、中国、四国、九州)が設立された。

以後、電源開発株式会社の設立、発電の主力の水力から火力へ、原子力発電の開始と増加などの変化はあるが、日本の電気事業は現在も戦後再編された体制で営まれている。

(中嶋いづみ・市政専門図書館企画調査室主幹)